

平成22年3月25日

担当者 各位

株式会社名古屋証券取引所
営業推進グループ

IRポイント割引制度の見直しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、平成18年3月にIRポイント割引制度を創設し、当取引所の立会外取引の取引量に応じて、当取引所が主催するIR支援サービスの参加料を割引(上限10万円)させていた
だいておりますが、このたび、より多くのIR支援イベントに参加していただくべく、本年1月1日
に遡り、以下のとおり、制度の内容を見直すことといたしましたのでご案内いたします。つきまして
は、関連部署等へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、事前公表型の自己株取得(N-NET2、N-NET3)などの際は、名証立会外市場をご
利用いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【変更内容】

項目	変更前	変更後
対象イベント	・名証IRエキスポ ・企業研究セミナー	・名証IRエキスポ ・株式投資サマーセミナー ・株式投資ウインターセミナー ・企業研究セミナーin名古屋 ・企業研究セミナーin東京 ・名証IRセミナーin東京 ・名証上場企業WEEK in TOKYO
割引金額の上限	1イベントあたり10万円	各イベント参加料の50%
ポイント対象	立会外取引の売買	立会外取引の売買 新規上場
ポイント算出式	1ポイント=売買高÷売買単位	1ポイント=売買代金÷5000円 20万ポイントを付与
割引金額算出式	1ポイント×50円	1ポイントを1円とする
ポイント累積期間	暦年半期毎	暦年毎

なお、平成22年7月～12月の間にポイントを行使する場合は、旧ポイント(平成21年7月
～12月の累積ポイント。平成22年1月に通知済み。)と新ポイント(平成22年1月～6月の累
積ポイント。平成22年7月に通知予定。)の両方をご利用いただけます。制度の詳細及び移行措置
につきましては別添資料をご覧ください。

また、当社ホームページ中の「トップページ 上場会社の皆様へ IRポイント割引制度」にも掲
載しておりますので、ご利用ください。

別添資料1「IRポイント割引制度について」

別添資料2「IRポイント割引制度の見直しに伴う移行措置について」

敬 具

【お問い合わせ先】営業推進グループ(藤岡) 電話:(052)262-3175